

投資信託窓口販売における取扱商品の追加について

株式会社山梨中央銀行（頭取 芦澤 敏久）は、お客さまの多様化・高度化する資産運用ニーズにきめ細かくお応えするため、投資信託窓口販売商品に「割安株ジャパン（限定追加型）」を追加いたします。

当商品は、申込期間が限定された投資信託で、基準価額が13,000円以上となった場合には安定運用に切り替え、信託約款の規定に基づき繰上償還するという点に特徴があります。

記

1. お申込期間

当初申込期間 平成21年2月2日（月）～平成21年3月5日（木）まで

継続申込期間 平成21年3月6日（金）～平成21年4月30日（木）まで

2. 商品内容

商品名	割安株ジャパン（限定追加型）
委託会社	野村アセットマネジメント
商品分類	追加型投信 / 国内 / 株式
ファンドの特色	わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。 株式への投資にあたっては、実績PBR（株価純資産倍率）、予想配当利回りの2つの指標を用いて割安な銘柄を選別し、インカムゲインの確保と中長期的な値上がり益の追求を目指します。 基準価額が13,000円以上となった場合には、安定運用に切り替え、信託約款の規定に基づき繰上償還します。
申込コース	一般コースのみ
申込単位	1万円以上1円単位
定時定額取引（積立）	できません。
販売手数料	申込金総額に対して、2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額
信託財産留保額	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
信託報酬	ファンドの純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額
購入・解約申込日	購入：平成21年4月30日（木）までの当行営業日 解約：原則、当行営業日であれば、いつでもお申込みが可能
購入価額	【当初申込期間】平成21年2月2日（月）～平成21年3月5日（木） 1万口あたり1万円 【継続申込期間】平成21年3月6日（金）～平成21年4月30日（木） ご購入お申込日の基準価額
解約価額	解約申込日の解約価額 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額

主な商品のリスク	<p>< 株価変動リスク > ファンドは、株式の組入比率を高位（フルインベストメント）とすることを基本としますので、株価変動の影響を大きく受けます。なお、ファンドは、組入銘柄の選定にあたって、業種分散に一定の配慮を行います。実績PBR、予想配当利回りの観点から割安と判断される銘柄を選定するため、業種によっては市場の業種構成比と大きく異なる場合があります。その結果、わが国株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。</p> <p>< 為替変動リスク > 外貨建資産に投資する場合は、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。</p>
信託期間	平成25年8月26日（月）まで（平成21年3月6日（金）設定） なお、ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等は、信託を終了させる場合があります。
収益分配	年1回の毎決算時（原則、8月24日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に分配方針に基づき分配します。 初回決算日は、平成21年8月24日（月）となります。
解約代金支払い	ご換金の申込日から起算して5営業日目からお支払いいたします。
課税関係	原則、分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額（個人の場合は譲渡益）に対して課税されます。（なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。）

3. その他の留意点

<p>(1) 上記2.「商品内容」の「ファンドの特色」に記載した「13,000円」は、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、ファンドの基準価額が13,000円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額が13,000円以上となり安定運用に切り替えた場合には、信託約款の規定に基づき繰上償還します。（償還価額が13,000円以上であることを保証するものではありません。）</p> <p>(2) ファンドの分配金は、「契約締結前交付書面」（目論見書）記載の「分配方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。</p>
--

投資信託に関する留意点

<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は、預金ではありません。 ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。 ・当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ・投資信託は、価格変動を伴う金融商品のため元本は保証されません。本ファンドの主なリスクについては、上記の「主な商品のリスク」欄をご確認ください。 ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。 ・投資信託は、書面による契約の解除（クーリングオフ）の適用はありません。 ・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面」（目論見書）をお渡しいたしますので必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」（目論見書）は当行本支店等の窓口にご用意しております。

当行では、今後とも、よりお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

株式会社 山梨中央銀行
 登録金融機関 関東財務局長（登金）第41号
 加入協会 日本証券業協会